

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ ライトバンの耐用年数はナンバーで

Q : 当社では、先月、ライトバンを購入しました。

ところで、減価償却の計算をする際の耐用年数は、ライトバンの場合、ナンバーによって異なるそうですが、本当でしょうか。

A : ナンバーによって貨物自動車か乗用自動車かの判断をします。

【解説】

自動車のナンバーは、自動車登録規則により、その自動車の用途に応じて区分されていて、ライトバンは、人の運送用にも、貨物の運搬用にも使用できるため、2種類のナンバーがあります。

自動車登録規則では、貨物の運送用小型自動車の場合、プレートの分類番号は、4、6、40～49まで、60～69まで、400～499まで及び600～699までとなっています。

また、人の運送用小型自動車の分類番号は、5、7、50～59まで、70～79まで、500～599まで及び700～799までと定められています。

したがって、ライトバンの分類番号が貨物の運送用に該当すれば貨物自動車の耐用年数5年を、人の運送用に該当すれば乗用自動車の耐用年数6年を適用することになります。

なお、ライトバンでも総排気量が660cc以下であれば、貨物用でも人の運送用でも、小型車として耐用年数は4年となります。



KIMIYO・I